

北海道渡島総合振興局告示第145号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第27号の火光を利用する敷き網漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）10月17日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考		
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格					
火光を利用する敷き網漁業（やりいか）	渡海共第51号共同漁業権漁場区域	毎年、1月1日から5月31日まで	6隻	10t未満	渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和5年(2023年)11月1日から令和5年(2023年)11月30日まで	1	1. 許可の有効期間は、令和6年（2024年）1月1日以前の許可は、令和6年（2024年）1月1日から令和8年（2026年）12月31日まで、令和6年（2024年）1月2日以降の許可は、許可日から令和8年（2026年）12月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年（2024年）1月1日以前の認可は、令和6年（2024年）1月1日から令和6年（2024年）12月31日まで、令和6年（2024年）1月2日以降の認可は、認可の日から1年又は令和8年（2026年）12月31日のいずれか早い日までとする。 3. 申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。		
	渡海共第53号共同漁業権漁場区域		3隻						2	(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 定置、区画漁業の敷設漁具から150メートル以上離れて操業しなければならない。 (3) さけ・ますの稚魚が乗網した場合、すみやかに海中に戻さなければならない。 (4) 集魚灯の光力にあつては、消費電力の総和が10kWを超える装備をしてはならない。
	渡海共第55号共同漁業権漁場区域		9隻							
渡海共第55号共同漁業権漁場区域及び渡海共第57号共同漁業権漁場区域	渡海共第55号共同漁業権漁場区域及び渡海共第57号共同漁業権漁場区域	毎年、1月16日から6月15日まで	24隻	10t未満	渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和5年(2023年)11月1日から令和5年(2023年)11月30日まで	3	1. 許可の有効期間は、令和6年（2024年）1月16日以前の許可は、令和6年（2024年）1月16日から令和9年（2027年）1月15日まで、令和6年（2024年）1月17日以降の許可は、許可日から令和9年（2027年）1月15日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年（2024年）1月16日以前の認可は、令和6年（2024年）1月16日から令和7年（2025年）1月15日まで、令和6年（2024年）1月17日以降の認可は、認可の日から1年又は令和9年（2027年）1月15日のいずれか早い日までとする。 3. 申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。		
	渡海共第55号共同漁業権漁場区域及び渡海共第59号共同漁業権漁場区域		10隻						4	(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 定置、区画漁業の敷設漁具から150メートル以上離れて操業しなければならない。 (3) さけ・ますの稚魚が乗網した場合、すみやかに海中に戻さなければならない。 (4) 集魚灯の光力にあつては、消費電力の総和が10kWを超える装備をしてはならない。
渡海共第55号共同漁業権漁場区域及び渡海共第59号共同漁業権漁場区域	渡海共第55号共同漁業権漁場区域及び渡海共第59号共同漁業権漁場区域	10隻	5	5	(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 定置、区画漁業の敷設漁具から150メートル以上離れて操業しなければならない。 (3) さけ・ますの稚魚が乗網した場合、すみやかに海中に戻さなければならない。 (4) 集魚灯の光力にあつては、消費電力の総和が10kWを超える装備をしてはならない。					